

令和 2 年 6 月

保護者様

都立大島海洋国際高等学校

舎監長 中三川 正美

食物アレルギー対応について

ドミトリーの食事（賄い）における食物アレルギー対応については、以下のとおり規定しております。保護者の皆様の御理解、御協力をよろしくお願い致します。

○ **原則として、単品の除去食のみ行います。**

- * 「除去食」とは、献立で使用する食材からアレルギーの原因となる食品を除いて提供することです。
- * 除去できる食品は、単品として献立から除去できる食品に限ります。
例) 牛乳、特定の果物（キウイフルーツ、バナナ等）、魚介（えび、いか等）、そば等。
- * 多くの加工食品に使用されているような食品（小麦、大豆、乳、卵等）の除去はできません。

○ **原則として、除去する食材の代金は返金致しません。**

○ **食物アレルギー対応を行う場合には、必ず医師の診断書を提出していただきます。**

- * 医師の診断書と診断の根拠となる検査結果の提出をお願い致します。

今後、食物アレルギー対応を希望される場合は、同封されている以下の書類を提出していただくことになります。

様式2「食物アレルギーに関する診断書兼食物除去指示書」（医師記入診断書）

様式3「アレルギー対応申出書兼欠食申請書」（保護者記入）

食物アレルギー対応を行うに際し、舎監長、栄養士他で対応が可能かどうかを検討していきます。しかし除去食品数によっては、対応できない場合もございますので御了承ください。

何か御不明な点がございましたら、本校栄養士までお問合せください。